

フィジーの土地保有システムと多民族共生

— インド系住民の不安 —

倉 沢 宰 (サイエド・ムルトザ)

キーワード

- ・多文化社会 (multicultural society)
- ・インド系移民 (Indian immigrants)
- ・民族対立 (ethnic conflict)
- ・土地保有権 (land tenure rights)
- ・経済的二重構造 (dual economy)
- ・フィジー系卓越主義 (Fijian Paramountcy)

はじめに

本研究では当初、フィジー社会における多民族共生の課題をフィジーの土地政策との関連で検証することを計画していた。しかし2000年5月、フィジーでは武装集団による国会占拠や首相を含む閣僚と国会議員多数の議事堂内監禁問題が生じ長期化した⁽¹⁾。その後のフィジー国内におけ政治不安情勢が続くなか、フィジー現地調査を残念ながら断念せざるを得なかった。それがゆえに、本稿では土地政策について論考する代わりに、今回の政治危機を引き起こしたフィジー社会情勢について考察する。

南太平洋に点在する他の島嶼諸国と同様に、フィジーも離島小国であり、基本的には「離島経済」という経済的特色を持つ⁽²⁾。しかしフィジーは、他の太平洋島嶼諸国と違い、英国統治下で砂糖生産〔砂糖きび栽培と粗糖の製造・輸出〕が早くから育成され、インド人労働者を契約移住させた経緯があり、インド系住民がやがて現住フィジー系の人口に匹敵するほどになった(表1を参照)。このようなことで、フィジーは主として、「二人種混在の国」として特徴づけられる⁽³⁾。

筆者は、1997年に現地調査のためフィジーへ訪れたときから、フィジー社会における多民族共生の課題に注目するようになる⁽⁴⁾。当時のフィジーでは、新しい憲法が立案され立法化へ向けて動きはじめたときであった⁽⁵⁾。要するに、1987年のクーデター以来続

いていた「フィジー系卓越主義 (Fijian Paramountcy)」に基づく排他的な政治体制を変え、他民族〔この場合、主にインド系住民を指すが〕による政治参加を促し、社会の発展を目指す前向きな姿勢に満ちていた⁶⁾。そして、改正された新憲法では「複数政党内閣を形成しなければならない」(第99条)と定められた。

しかしその一方、フィジーにおけるインド系住民は、フィジーで自らの未来について大きな不安を抱えていたことを指摘せざるを得ない。インド系住民の多数を占め、砂糖きび栽培に従事する小農家では、農地の借地権更新をめぐる不確定な状況が問題視されている⁷⁾。その主たる原因は、フィジーにおける土地政策にあるといわれるが、この問題について、いずれまた別の機会で現地調査を進めたいと思っている。前述した事情により、本稿ではさしあたって、フィジー社会における土地保有形態による民族別経済的二重構造と民族共生の問題を考察する。

1. フィジー社会の民族構成

フィジーは、南太平洋のほぼ中央に点在するサンゴ礁性諸島に加えて、1300メートルを超える山々がつらなる大陸性群島を含む国である。隣国にサモアやトンガが位置する。フィジーは太平洋島嶼諸国のなかで、パプアニューギニアやハワイに次ぐ3番目に大きい国で、国土面積は日本の四国に相当するが、人口は約80万人である⁸⁾。ちなみに、1968年以来、フィジーは周辺諸国12カ国が共有し運営する、国際機関としての南太平洋大学(USP)の所在地となっている。

1874年から約一世紀にわたる英国植民地支配を終え、フィジーは1970年に独立国家となる。植民地時代に砂糖きびプランテーション農業が進められ、その労働力として、インドから多くの「年季契約労働者 (indentured labor)」が入植した。これら移民の数はわずか数十年で飛躍的に増加し、1920年ごろまでには、フィジー総人口の約4割を占めるようになった(表1を参照)。

表1： 民族別フィジー人口の推移 [人口：千人単位]

年度	フィジー系		インド系		その他		合計
1881	115	91%	1	1%	11	8%	127
1901	94	87%	17	14%	9	8%	120
1921	84	54%	61	39%	12	8%	157
1936	98	50%	85	43%	15	7%	198
1956	148	43%	169	49%	28	8%	345
1976	260	44%	293	50%	35	7%	588
1986	329	46%	349	49%	37	5%	715
1996	395	51%	337	44%	41	5%	773

出典：フィジー政府統計局刊行物 Current Economic Statistics (July 1996) 及び Statistical News (Feb 1997) より算出。注：データはすべて国勢調査に基づく。

しかし、インド人のこのような増加はフィジー系住民にとって、脅威的なものとして認識されたに違いない⁽⁹⁾。ともあれ、19世紀末から20世紀初頭にかけてウイルス性病が持ちこまれたことで、フィジー系人口は、1881年の115千人から1921年の84千人に著しく減少したことも多分に関係していると思われる(表1を参照)。当時の新聞等の資料を読むと、原住フィジー系による「共同土地(Fijian native communal land)」保護の主張が高まっている時期と重なることがわかる⁽¹⁰⁾。

上記の表1で見ると、移住民インド系と原住民フィジー系に加えて、小数の中国系やヨーロッパ系とその混血がいる。宗教や言語は、主に民族によって異なる。フィジー系の99%以上がキリスト教であるのに対し、インド系は78%がヒンドゥー教、16%がイスラム教、そして残り小数のシーク教やキリスト教である⁽¹¹⁾。英語はフィジーの公用語とされているが、インド系はヒンドスタニー語、フィジー系はフィジー語を使うことが多い。都市部ではヒンドスタニー語もかなり通用する。

1987年のクーデター以降、フィジーからインド系のエリート層、特に企業家、医師、弁護士、教師、技術者などを中心に、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどへ移住する者が続出した。ちなみに、1988年の一年間だけで、外国へ移住したインド系住民は8,931人を上回った⁽¹²⁾。この傾向はその後も止まらず、約十年間で6万人を超えるインド系住民が海外へ出て行ったと考えられる。その結果、独立以来はじめて、フィジー系はインド系の人口を再び上回るようになった(表1を参照)。

2. フィジーの土地保有制度と経済

フィジー多民族社会の状況を一層複雑にしているものに、伝統に根ざした特殊な土地保有制度がある。われわれ、近代社会に属する人間にとって、土地は原則として個人によって所有され、その使用方法、処分ともに当該個人の自由意思に委ねられていることを誰も疑問視しない。そしてそれは、自由に売買の対象となり、所有権は限りなくさまざまな人間の間を転じてゆくものと考えられている⁽¹³⁾。

しかしフィジーの場合事情が違う。南太平洋大学のクロコム教授は、フィジー社会を理解するに当たって、「所有という概念は紛らわしいものである(the word ownership is misleading)」と述べている⁽¹⁴⁾。要するに、フィジーの場合、われわれの社会常識で考えるような土地に関する「所有権」ではなく、ある種の権利として「保有(tenure)」という概念を用いて理解することが望ましいという主張である。

フィジーでは全国土の82%以上がフィジー系住民の「共同保有地(Fijian communal land)」と定め、その売買や譲渡は認められない⁽¹⁵⁾。このような土地の「保有」形態は、フィジー系の伝統的社会組織と大きく関係している。現在でも、すべてのフィジー系住民は、従来からの共同組織であるマタンガリ(mataqari: 約50~300人の血族集団からなるsub-clan的な共同体で、フィジー全土に約6千以上存在する)に属している。この

マタンガリが共同地を保有し管理する組織である。しかし鈴木・福本たちの研究によると、実質上、村落における土地利用については、居住地や耕地は下位親族集団である「イトカトカ」、そして林野はマタンガリが保有していることが多い⁽¹⁶⁾。

このような共同保有制度のもとで、フィジー系住民の場合、土地を個人的に「所有」することは当然存在しない。マタンガリ中心の伝統的な返礼や相互扶助 (reciprocity) と再分配 (redistribution) を基にする交換システムはフィジー系社会では今日でも極めて重視され、かれらの生産法 (methods of production) や蓄財形態 (patterns of accumulation) を左右してきた⁽¹⁷⁾。むかしから、かれらはこのような共同体的土地保有に根づく、自給自足を強調する「慣習経済」のもとで生活を維持してきた。

しかし、19世紀末における英国による植民地化は、糖業を核とする「市場経済」をこの島国に強制的に持ち込んだものであった。その結果、慣習経済から市場経済への歩みが、同一民族の同一経済社会のなかで内発的に起こったのではなく、他民族による市場経済と土着の慣習経済という、二重経済社会の対立軸による相互交渉の場で生起してきたこと、また、現在も生起していることに、フィジー社会の特有な姿があると、鈴木・福本は指摘する⁽¹⁸⁾。

要するに、市場経済として糖業はヨーロッパ資本とインド人労働によって持ちこまれたものであり、これに対し、原始農業 (イモ) を中心とする慣習経済の担い手として、フィジー系は受け身の形で、単に土地を提供しているにすぎなかった。ヨーロッパ資本とインド人移住者による、フィジー系住民にとって全く部外からの部族的土地保有への侵入・圧迫と映るところに、今日のフィジーにおける土地利用の特異性がある⁽¹⁹⁾。

しかし現在、土地のほとんどがフィジー系住民の共同保有地に固定された状況では、他民族にとって、たとえフィジー国籍を有しようとも、土地所有することはほぼ不可能に近い。売買可能なわずか8%の「私有地 (freehold)」は、英国保護領下に入る以前にヨーロッパ人がフィジー系から購入した土地であり、ヨーロッパ人がこの地を去るとき、インド系住民などに売却したものである。しかし、その面積は限られたもので、都市部に集中するため、商業地・工場・近郊住宅地などとして使用され、新たな土地の入手は容易ではない。

表 2 : 保有形態別土地面積と比率

保有形態	面積 km ²	比率
フィジー系共同保有地 (native land)	15,037	82.38
・ 専有地 (reserved land)	5,508	30.18
・ 非専有地 (non-reserved land)	9,528	52.20
・ 借用中 (leased out)	4,562	24.99
国有地 (Crown land)	1,726	9.46
自由私有地 (freehold land)	1,491	8.17

出典 : Brookfield, et. al. (1984) Land, Cane and Coconuts : Papers on Rural Economy in Fiji, Australian National University.

それだけではない。フィジー系住民の場合、このような共同土地保有制度は出自村やマタンガリへの所属意識を強化させ、永続させる機能をもつものである。ことさら都市部で土地を所有することがほぼ不可能であり、自分たちの土地といえば田舎の共同保有地を指す。要するに、「土地」そのものは、原住フィジー系のアイデンティティや伝統と象徴的に強く結びついたものと考えられている⁽²⁰⁾。このような状況では土地に対する法の改正は難しい。とはいえども、近代社会に適合した土地運用が求められることも事実である。

3. フィジー系の利権とクーデター

ローリ (E. Rory) は、1987年のクーデターをめぐるさまざまな見解を、人種 (race)、階級 (class)、伝統 (custom)、特殊利益の対立 (special interest) の4つのパラダイムに分類し、フィジー社会におけるインド系とフィジー系両民族間の対立構造を考察する手法は極めて興味深い⁽²¹⁾。フィジーにおける多民族関係はそれだけ複雑であるといえる。

人種対立構図を用いる説によると、フィジーでインド系とフィジー系住民の緊張関係は根深く、インド人による政権樹立は、フィジー系住民に廃嫡された印象を与えるものであったことからクーデターが生じたと主張する。つまり、経済的優位性をもつインド人がついにフィジーの政治も支配し始めたという懸念が影響した結果であると考え。それに対して、階級対立を用いる説明では、クーデターはフィジーの労働階級〔労働党の圧勝〕による政権に対するフィジー系上層部のヘゲモニーを維持するための巻き返しであったとするものである。伝統を用いる見解は、フィジーを伝統的に原住フィジー系の土地と考え、クーデターはフィジー卓越主義を強行するためのものであったと説く。そして最後の特殊利益説は、政党や指導部、あるいは個人的野心の対立関係を、クーデターの背後として考える⁽²²⁾。

理論上ローリはクーデターの要因を4つのグループに分けたが、実際は複数の要因が相互に関係するなか、1987年のクーデターが生じたことは明らかである。独立以来、1987年の総選挙で17年ぶりに与野党逆転するなか、初のインド系主体の政権が誕生した。しかし、それを見たフィジー軍部は、フィジー系のヘゲモニーと卓越主義を守るため、クーデターによって政権を転覆させた⁽²³⁾。それ以降、1990年の憲法で国会の全議席を人種別選挙議席と定め、インド系住民の議席数を制限し、フィジー系優位社会の建設を目指した⁽²⁴⁾。

しかしこのような不利な状況のなか、インド系企業家などエリート層や中産階級の有能な人材の海外流出が生じた。1988年の一年間だけで8,931人、そしてその後の十年間で約6万人以上がフィジーを離れた。その結果、現実問題として、フィジーの経済は停滞し、インド系を排除することで、思わしい結果は得られないことが明確になってきた。このような状況のなか、1997年の新憲法では「国民統合」という国家理念を掲げ「複数

民族政府」というシステムを採用することにした。それに伴って、1998年に行われた総選挙の結果、インド系を首相とするチョードリー (Mahendra Chaudhry) 政権が誕生した。

この民族融合政権の成立は、1987年のクーデター以降、12年にわたる政治情勢と経済の後退に耐え疲れ果てた国民にとって、大きな期待をもたらすものであった⁽²⁵⁾。発足以来チョードリー政権は、公共料金の引き下げ、解雇労働者の再雇用命令、生活必需品への付加価値税の撤廃、公営企業民営化の白紙化など、選挙公約に則した弱者保護を中心とする政策を次々と打ち出した。こうした明確な姿勢は、庶民の間では好感を持って受けとめられた⁽²⁶⁾。

ちなみに、1999年の経済成長率が過去10年で最高の7.8%に達し、他方、物価上昇率は公共料金の引き下げなどでほとんどゼロに近いものであった⁽²⁷⁾。チョードリー首相は、地元紙が行った世論調査(主要5都市部)で62%の高い支持率を獲得していた⁽²⁸⁾。しかしその一方、前政権が積み残したALTA(農地借用法⁽²⁹⁾)問題の解決も新政権の大きな課題で、国全体の舵取りを行う上で、その手腕が如何に発揮されるかによって、フィジーの今後は大きく左右されるであろうという懸念があった。そしてついに、「協力・合意・譲渡」という国民統合理念の下で打開策を打ち出せず、新政府は最大の困難を迎えていた⁽³⁰⁾。

このような状況のなかで、フィジー系住民は、またもやインド系に有利な解決が強行されるのではないかと危惧し始めた。そして、2000年5月に始まった国会議事堂占拠と政府転覆の動きはまさにこのことを背景にして起きたといえる。ここで注目すべきことは、この事件は軍部のクーデターによるものではなく、フィジー系武装集団による襲撃であった。そして、それに対するフィジー系勢力の対応はいささか寛大であった。混乱が続くなか、各地でインド系所有の商店などが略奪や破壊の被害に合った⁽³¹⁾。約2ヶ月の監禁の末、首相ら人質全員が開放されたが、首相はすでに政権の座から外されていた。道義的かつ法的な問題を残した出来事であるが、フィジー社会におけるフィジー系卓越主義を見せ付けた事件であった。

4. 土地をめぐる利害関係

このような現状に加えて、今や土地をめぐる利害関係はフィジー社会における最大の問題になりつつある。上記で触れてきたように、砂糖きび栽培などに従事するインド系農家のほとんどが農地借地(リース)制度の下で農業を営んできた。従来から農地借地権を委託管理してきたのは「原住民土地信託委員庁(NLTB)」である。その構成員の内訳はつぎの通りとなっており、インド系住民代表者の入る余地は少ない⁽³²⁾。

- ①総督(大統領): 委員長となる
- ②首相: 委員会の議長をつとめる
- ③酋長会議から任命された5名のフィジー系住民

④地域委員会より提出された名簿の内から3名のフィジー系住民

⑤人種を限定せず委員長が任命する2名以下の委員

公的NLTBによってリースされた土地から得られる借地料の配分とその受益者に注目すると、マタンガリはフィジー系土地の保有者であるにせよ、借地料は全てマタンガリのものにならないことがわかる。実際の配分は次のとおりとなっている⁽³³⁾。

①NLTBによる徴収	25%
②ヴァヌア大酋長の分け前	5%
③マタンガリ長への報酬	15%
④マタンガリ構成員に分配	45%

ちなみに、1987年にNLTBによってリースされた31万9千haをカバーする2万3129件の借地代総額は4兆フィジー・ドルであった⁽³⁴⁾。フィジー系のこのような共同保有地の借地料は実際に膨大な額になり、その利害関係も大きい。しかし他方では、インド系小農家にとって、このような多額の地代の支配は決して楽ではない⁽³⁵⁾。

また、最近フィジー系住民のあいだで、農地を自ら運営する要求も見られるようになるなか、インド系小作人は借地権更新をもとめる際に、借地権の延長は認められず、立ちのきを命じられる可能性もある。この問題は、インド系小作人にとって農地を失うだけでなく、その多くが小作地の一角に家を構えていることから、住む家さえ失うという死活問題に発展する可能性さえあるので、決して楽観できない。

おわりに

英国は、原住フィジー系の部族的土地共同体の自治機構を活かしながら、フィジー系と移住インド系とのバランスを取って統治し、両民族の対立は表面化することはなかった。しかしその結果、フィジー社会は、国内のほとんどの土地を保有し自給農業に従事するフィジー系と主要な輸出作物である砂糖きびを栽培し、小規模商業とその他サービスを営むインド系に二分化されていた。さらに、両民族は全く異質な環境のもとで生活し、互いに異なった価値観を育成し維持してきた。

フィジー系は出自村やマタンガリなどの親族集団を機軸に、高度に儀礼化された伝統的社会組織を持つ。そこには「所有」という認識より、むしろ儀礼的な相互扶助と共同的再分配が支配的な価値観とされる。都市部に移住した者であっても、従来の伝統社会ヴァヌア〔vanua＝地域的・社会的・文化的次元の総体〕への帰属意識は強い。

それに対して、フィジーにおけるインド系住民は、移民としての立場から生じる「精神的不安 (insecurity)」を抱え、「たゆまぬ勤勉さ (constant hard work)」と「強固な個人主義 (assertive individualism)」を養う価値観を持つようになる⁽³⁶⁾。フィジー系住民の血縁・地縁を基にしたコミユナルな生活世界と異なって、インド系住民はフィジー社会の特殊な状況のなかで、必然的に自立と自助動力を重視する。両民族のこのような違い

は、偏見やステレオタイプを助長する場合もある。たとえば、筆者が以前フィジーで行ったインタビューのなかで、インド人の目にフィジー系住民は勤勉ではないように映り、逆にフィジー系住民にはインド人は人情味に欠け、利己的だと見える。

上記で触れてきたように、フィジー社会は多民族共生を目指すならば、借地権を含む土地問題の解決は最早避けて通れない。しかし、この問題は極めてセンシティブな側面を持っている。フィジー系住民は如何に「土地」を自民族のアイデンティティから切り離して、他民族へ配慮した政策を打ち出すかが課題となる。今後詳しい現地調査を行う必要がある。

注

- (1) 5月19日に事件が発生し、約2ヶ月後の7月13日に全員が開放されたが、混乱はその後も続いた。詳しいクロノロジーは、太平洋諸島地域研究所機関紙「パシフィックウェイ」(通巻115号, 2000年)を参照。
- (2) 離島経済は、小さな島々における「内部資本形成の困難な特質を背負う経済」と考えられている《鈴木・福松(平成9年)『フィジー農村社会と稲作開発』農村統計協会》。
- (3) 国際農林業協力協会(1997年)『フィジーの農林業:現状と開発の課題』頁15
- (4) そのことは幾度か論文等で発表してきた。Sai Kurasawa(1998)“The Fijian Dilemma: Toward Reconciliation” 愛知学泉大学研究論集; 倉沢宰(1999A)「クーデター10年後のフィジー:多民族共生をめぐる問題」経済社会学会年報; —(1999B)「フィジーのアファーマティブ・アクション」及び“Fiji in Transition” 愛知学泉大学生生活文化研究所(研究報告No. 0708)を参照。
- (5) 憲法改正法《Constitution Amendment Act, 1997 (Act No.13)》は議会で審議され大統領承認のテキストが公示された。新憲法の重要項目は、日本ミクロネシア協会機関紙「ミクロネシア」(通巻105号, 1997年)に紹介されている。
- (6) 憲法再検討委員会の報告書(1996)は、その正式名として『フィジー諸島:統合された未来に向けて(The Fiji Islands: Towards a United Future)』を採用したのも、前向きな姿勢の現れであろう。
- (7) The Fiji Times, Sep. 12, 1997. しかしこの問題は、以前からインド系に不安を与えてきた経緯がある。Chandra Pratap(1975)“Land and Race in Fiji”(Course Guide Vol. 2, Principles and Problems of Land Tenure, University of South Pacific) 頁215を参照。
- (8) 『世界国政図会1999/2000』国勢社, 頁36。
- (9) 1916年までにインド系労働者として6万人以上がフィジーへ来たが、そのうち約40%がインドへ戻ったとされている《Rory Ewins(1992), Color, Class and Custom: the Literature of the 1987 Fiji Coup, Australian National University, 頁14》。
- (10) The Fiji Times 保存版
- (11) 国際協力推進協会(平成5年)「フィジーの経済社会の現状」, 頁4
- (12) 同上書
- (13) 日本・太平洋経済交流協会(昭和61年)「フィジーにおける土地所有形態」, 頁3
- (14) Crocombe R. G. (1975), “Improving Land Tenure”, S. P. C. Technical Paper No. 153.
- (15) 英国統治下で、原住民土地法(Native Lands Act, 1905)に基づくもので、1920年の原住民土地調査委員会(NLC)報告によって土地のマタンガリ保有権が制定されたものである。
- (16) 鈴木・福本, 前掲書, 頁43
- (17) Overton John (1989), Land and Differentiation in Rural Fiji (Pacific Research Monograph 19), Australian National University, 頁10
- (18) 鈴木・福本, 前掲書, 頁3
- (19) 同上書

- (20) Toren Christina (1999), *Mind, Materiality and History: Explanation of Fijian Ethnography*, Routledge, 頁 68
- (21) Rory Ewins, 前掲書, 頁 5
- (22) 同上書, 頁 8 ~ 11
- (23) 国際協力推進協会, 前掲書, 頁 9
- (24) 下院 70 議席の内インド系を 27 議席と制限し, 上院では 34 議席の内 24 議席を大酋長評議会の助言により大統領が任命すると定めた。
- (25) 山榊加奈子 (2000 年) 「フィジー連立政権のその後」, *パシフィックウェイ* 114 号, 頁 14
- (26) 小川和美 (1999) 「フィジー新政権成立の分析」, *パシフィックウェイ* 112 号, 頁 52
- (27) *パシフィックウェイ* 113 号 (2000 年), 頁 43
- (28) 同上誌, 頁 43
- (29) 農業地主および小作借地法 (Agricultural Landlord and Tenants Act) 1966 年 [1977 年に大幅に修正施行された]。借地期限が間近になり, 改正が求められている。
- (30) *パシフィックウェイ* 112 号, 頁 52
- (31) Cover story : *Poker Face*, *Pacific Islands Monthly*, June 2000.
- (32) 日本・南太平洋経済交流協会, 前掲書, 頁 28。原住民共同地を管理する組織として「原住民土地信託法 (Native Land Trust Act)」1940 年にもとづいて構成されている。
- (33) Overton, 前掲書, 頁 34
- (34) 国際農林業協力協会, 前掲書, 頁 57
- (35) Chandra Ganesh and Naidu Vijay, ed. (1997), *Fiji: Coups, Crises, and Reconciliation, 1978-1997*, Institute of Applied Studies, Suva.
- (36) 詳しくは, 倉沢宰 (1999 B) を参照。